

## 尼崎市水道局指定給水装置工事事業者の指定取消し処分等に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、尼崎市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成24年尼崎市水道局管理規程第8号。以下「規程」という。）第7条第2項及び第8条第2項の規定に基づき、指定給水装置工事事業者による規程第7条第1項各号に該当する行為（以下「違反行為」という。）に対する措置の取扱いその他事務処理について必要な事項を定めることを目的とする。

### (措置の種類)

第2条 指定給水装置工事事業者の違反行為の内容に応じ講じる措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 文書注意
- (2) 文書警告
- (3) 指定の効力の停止
- (4) 指定の取消し

### (違反行為の調査、報告等)

第3条 給水装置課長（以下「課長」という。）は、指定給水装置工事事業者が違反行為を行った疑いがあるときは、その事実の有無について調査を行わなければならない。

2 課長は、前項の調査において違反行為の事実が認められたときは、直ちに当該指定給水装置工事事業者に違反行為の是正の指示を行うとともに、てん末書の提出を求めなければならない。

3 課長は、前項のてん末書の提出を受けたときは、違反行為報告書(別記様式)を作成し、当該てん末書を添えて、遅滞なく技術部長に提出しなければならない。

### (文書による注意等)

第4条 課長は、違反行為の内容を検討し、第2条第3号及び第4号に掲げる措置（以下「行政処分」という。）は要しないが、違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要と認めるときは、指定給水装置工事事業者に対し、文書による注意又は警告を行うことができる。

### (行政処分)

第5条 課長は、違反行為の内容を検討し、行政処分が必要と認めるときは、尼崎市水道事業管理者（以下「管理者」という。）に報告し、規程第18条第1項に規定する尼崎市水道局指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「委員会」という。）の開催の可否について、意見を具申することができる。

### (指定の取消し等の決定)

第6条 管理者は、違反行為の内容が行政処分に相当すると認めるときは、委員会に諮らなければならない。

2 行政処分決定は、委員会の審議結果を受けて管理者が行う。

(意見陳述のための手続)

第7条 管理者は、違反行為の内容が行政処分に相当すると認めるときは、委員会の開催前に、尼崎市行政手続条例（平成8年尼崎市条例第1号）及び尼崎市水道局聴聞規程（平成6年尼崎市水道局管理規定第8号）に定めるところにより、当該処分の名あて人となるべき者に対し、弁明の機会の付与又は聴聞の手続を行うものとする。

2 弁明の機会の付与にあたっては、弁明書の提出を求めるものとする。

3 聴聞の実施にあたっては、聴聞通知書により通知する。

4 聴聞は、課長が主宰する。

5 聴聞を終結したときは、課長は、速やかに聴聞調書、聴聞報告書及び行政処分案を作成し、管理者に報告する。

(委員会による審査)

第8条 委員会は、第3条第3項の違反行為報告書及び前条の弁明書又は聴聞調書及び聴聞報告書の内容等を考慮し、審査を行うものとする。

(処分の通知等)

第9条 管理者は、行政処分を決定したときは、被処分者に対し、書面により当該処分の通知を行うものとする。

2 管理者は、行政処分を行ったときは、規程第9条の規定に基づき公告を行う。

(行政処分後の工事の施行)

第10条 行政処分を行った際、被処分者が現に施行している給水装置工事があるときは、当該工事に限り施行を認めるものとする。

(給水装置工事主任技術者に対する措置)

第11条 管理者は、水道法（昭和32年法律177号）第25条の4に定める給水装置工事主任技術者が、水道法に違反した行為を行ったと認めるときは、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

(行政処分等の基準)

第12条 この要綱に定める違反行為に関する行政処分等の基準は、別表のとおりとする。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。